

熊取町公用車広告掲載に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊取町広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、熊取町が取り扱う公用車（以下「公用車」という。）に民間企業等が有料で広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告の募集)

第2条 広告の募集は、町の広報紙及びホームページにより行うものとする。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格、掲載期間その他の条件は、別に定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第4条 掲載する広告物は要綱第4条及び次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 車両運行上の支障とならないもの
- (2) 発光、蛍光又は反射効果を有する材料を使用しないもの
- (3) 周囲の運転者の注意力を散漫にさせるおそれのないもの
- (4) その他道路交通の安全を阻害するおそれのないもの

(広告の掲載方法)

第5条 広告の掲載方法は、広告の内容を表示した脱着可能なマグネットシートを公用車に貼り付ける方法によるものとする。

2 前項のマグネットシートの材質は、広告掲載期間中に車体からはがれ落ちないものとする。

(申込み)

第6条 公用車への広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、熊取町公用車広告掲載申込書を町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第7条 町長は、申込者から公用車広告掲載の申込みを受けたときは、第4条の規定に基づき、書類審査を行い、広告掲載の可否を決定し、結果を書面により当該申込者に通知するものとする。この場合において、広告内容の補正等の条件を付することができる。

2 町長は、前項の決定を行う場合において、疑義が生じた場合は要綱第5条の規定による熊取町広告審査委員会に諮り、審査結果に基づいて決定するものとする。

3 町長は、審査の結果、広告掲載可能となるべき者の数が募集台数を超えた場合は、抽選により決定するものとする。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は別途町長が定めるものとする。

2 広告掲載可能の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、町長が指定する期日までに広告掲載料を一括で納入しなければならない。

3 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(広告物の作成)

第9条 広告物の作成は、広告主の責任において作成し、その費用はすべて広告主が負担するものとする。

(広告物の修復)

第10条 天災その他の不可抗力による広告物の遺失又は損傷及び第三者による広告物の盗難等については、町はその責を負わない。この場合、広告主は再度、広告物を作成し、掲載するものとする。ただし、町の責に帰すべきことが明らかな場合は、この限りでない。

2 経年劣化による色褪せ、剥がれについては、広告主の負担により修復するものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても広告掲載を取り消すことができる。この場合において、町長は広告主に対して、一切の責任を負わないものとする。

- (1) 広告内容が、各種法令に違反しているとき又はそのおそれがあるとき。
- (2) 広告主が広告内容の変更指示に応じないとき。
- (3) 広告掲載の申込み書類等において虚偽の内容があったとき。
- (4) 広告主から掲載の取下げの申出があったとき。
- (5) 本町の業務上やむを得ない事由が発生したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でない判断したとき。

2 広告主は、前項各号に該当したことにより、広告掲載を取り消されたときは、速やかに広告物を撤去し、公用車を原状に復さなければならない。

(広告内容の変更)

第12条 広告主は、広告掲載期間中に広告内容を変更しようとするときは、町の審査を受け、その承諾を得なければならない。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

3 広告の掲載、撤去等により、公用車の塗装等に損害が生じた場合は、広告主がその修復費用を負担するものとする。

4 広告主は、広告掲載に関する権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

5 掲載しようとする広告が法令等により町長その他行政庁の許可を得なければならない場合は、広告主において広告掲載までの間に当該許可を受けなければならない。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年7月25日から施行する。